

チャレンジショップ支援事業業務委託プロポーザルに関する質問回答

通番	質問	回答内容
1	物件の賃貸期間について、契約締結日から令和9年3月31日(水)までの賃貸期間を想定されているか？	仕様書に定める通り、本事業を実施するにあたって適切かつ十分な期間の賃借を求めるもので、令和9年3月31日までの賃借を求めるものではありません。履行期間である令和9年3月31日までの期間で、本事業の目的を十分に達成できる期間の賃借を求めます。
2	チャレンジショップ入居者について、飲食物の販売は可能か？(店舗内調理等は想定しておりません)	チャレンジショップの店舗は物販店やサービス業を前提とした、一定の汎用性を持ったものとすることから、店舗内での調理は想定していません。一方で、チャレンジショップ内で調理をしない形での飲食物の販売は可能です。ただし、食品衛生法などの各種法令の遵守や適切な衛生管理を行うことができることが前提です。
3	休憩スペースを委員会に優先的に利用させるとは、来店客が利用したい場合はどのように対応するイメージか？	チャレンジショップ内に設置する休憩スペースを商店街内の交流拠点として、当委員会の事業等に活用する場合があります。その際は、チャレンジショップ入居者や来店客に配慮しながら事業を実施する予定であることから、通常の来店客も利用できる状態となることを想定しています。
4	データ管理業務において、各種データはどのような内容のデータを想定されているか？	本事業を実施するにあたって収集する一連のデータです。一例としては、チャレンジショップへ応募した者に関する情報、チャレンジショップの出店者に関する情報、出店者の支援を行う中で得た売上などに関する情報などを想定しています。

5	提案限度価格について、金額は税込で合っているか？	ご認識の通り、消費税込みの金額です。
---	--------------------------	--------------------